

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3

執行機関名 高取町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの《高取町特別支援教育就学奨励費支給》
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第十九の項 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年六月一日法律第四百四十四号)第一条	高取町特別支援教育就学奨励費支給要綱第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	(趣旨) 第一条 この要綱は、高取町立小学校若しくは中学校の特別支援学級へ就学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者。以下「保護者等」という。)の <u>経済的負担を軽減</u> するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な経費について、高取町がその経費の一部を支給することとし、もって特別支援学級の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町特別支援教育就学奨励費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	高取町特別支援教育就学奨励費支給要綱第五条及び第六条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高取町特別支援教育就学奨励費支給要綱第五条及び第六条の支給の申請及び支弁区分の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	取町特別支援教育就学奨励費支給要綱第三条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--